

I はじめに

1 進行管理及び評価についての考え方

「第6次川崎市子どもの権利に関する行動計画（以下「行動計画」という。）」は、川崎市子どもの権利に関する条例（以下「条例」という。）第36条の規定に基づき、川崎市の子どもの権利に関する施策の推進にあたって子どもの権利保障を総合的かつ計画的に図るため、令和2（2020）年3月に策定されました。

行動計画の進行管理及び評価については、毎年度、5つの施策の方向ごとに各事業の進捗状況を把握し、所管課による自己評価を実施しており、令和2（2020）、3（2021）年度の進捗状況を、第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画（令和5（2023）年3月策定）に反映させました。

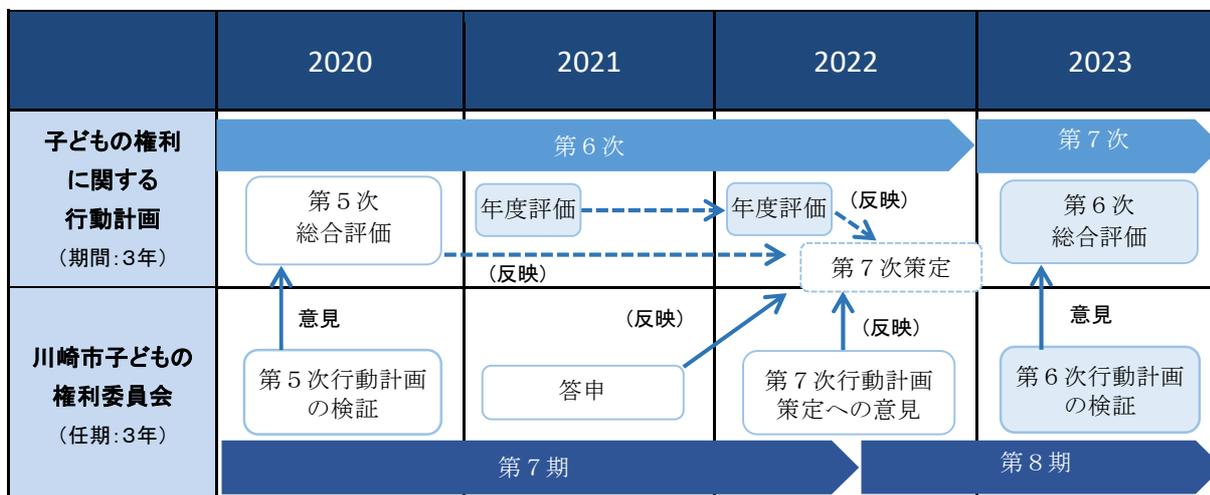
このたび、令和4（2022）年度をもって第6次の行動計画の期間が終了しましたので、所管課による358の事業（再掲含む）の3年間の総合評価を行い、川崎市子どもの権利委員会（以下「委員会」という。）の意見も併せて報告書として公表します。

2 進行管理及び評価に関する経過

第6次の行動計画の進行管理及び評価に関する経過は次のとおりです。

令和2（2020）年	3月	行動計画策定
令和2（2020）年	4月	行動計画実施
令和3（2021）年	4月	令和2（2020）年度の所管課による進捗状況報告
令和4（2022）年	4月	令和3（2021）年度の所管課による進捗状況報告
令和5（2023）年	4月	所管課による3年間の自己評価報告
令和5（2023）年	8月	自己評価を委員会へ提出
令和5（2023）年	9月	委員会による検証
令和6（2024）年	1月	公表

[参考] 行動計画の策定・評価サイクル



## 3 所管課による自己評価

各事業の所管課による自己評価にあたっては、3年間の総合的な評価を次の5段階で示しました。

- A：目標を大きく上回って達成
- B：目標を上回って達成
- C：目標をほぼ達成
- D：目標を下回った
- E：事業の廃止

## 4 川崎市子どもの権利委員会の意見

委員会は、条例第38条に基づき設置された、子どもの権利の保障の状況を調査審議する附属機関です。

委員会は、市から提出された行動計画の進捗状況報告及び自己評価について検証を行い、「II 取組結果」において、施策の方向ごとに意見を付しました。

[参考] 第8期委員会 名簿

令和5(2023)年4月現在(敬称略、五十音順)

氏名	分野	備考
安 ウンギョン	平成国際大学 専任講師	
五十嵐 努	市民委員	
加藤 悦雄	大妻女子大学 教授	副委員長
金子 あかね	子育て支援活動(びーんずネット代表)	
霜倉 博文	白山愛児園 施設長	
蔣 香梅	川崎市国際交流センター 相談員	
鈴木 秀洋	日本大学 教授	委員長
高石 啓人	日本大学 助教	
出口 早百合	市民委員	
畑 福生	弁護士(神奈川県弁護士会)	